

「留学生円滑入国スキーム」の具体の申請受付のための手順等についてお知らせするとともに、外国人留学生の入国状況に差が生じる可能性を踏まえ、修学上の配慮等についてお知らせするものです。

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 10 日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務担当課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局国際教育課

「留学生円滑入国スキーム」及び外国人留学生の修学上の配慮等
について（周知）

令和 4 年 3 月 7 日付け事務連絡「留学生円滑入国スキームの導入及び在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱い等について（周知及び依頼）」において、「留学生円滑入国スキーム」の具体の申請受付のための手順等については、追って御連絡することになっていましたが、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。なお、本スキームについては、3月11日（金）受付開始を予定しております。

文部科学省といたしましては、本スキームにより、外国人留学生の受入れを優先的かつ着実に実施できるよう、関係省庁と連携して進めているところですが、一方で4月以降の新年度が近づく中、外国人留学生の入国状況に差が出てくる可能性があることも踏まえて、外国人留学生の修学上の配慮について、下記のとおり併せてお知らせいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）及び域内の指定都市を除く高等学校等を所管する市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知願います。なお、本事務連絡は高等学校所管課宛てに送付しておりますので、義務教育諸学校を

担当していない場合は、義務教育諸学校所管課にも御転送いただき、義務教育諸学校所管課におかれては必要に応じて関係学校等に周知くださいますよう、お願いします。

記

1. 留学生円滑入国スキームの導入等について

(1) 留学生円滑入国スキーム

- 外国人留学生について、「留学生円滑入国スキーム」を設け、当面5月末までの便を対象に、留学生の受け入れを優先的かつ着実に実施します。具体的な手順は【参考資料①】のとおりです。
- なお、文部科学省において、令和4年3月10日（木）15時からオンライン説明会（Youtube）を実施します。なお、説明会終了後も当面の間は、Youtubeにおいて視聴することが可能ですので、本スキームの活用を検討している場合は、是非御覧ください。

<https://youtu.be/T6jPemAr19Y>



(2) 検疫の入国前WEB手続「ファストトラック」の御案内

- 海外から日本へ入国する方々に対して空港検疫で実施している手続の一部を、入国者健康居所確認アプリ（MySOS）を通じて、WEB上で日本入国前に済ませることができる「ファストトラック」を実施しております。（【参考資料②】参照）
- 既に「ファストトラック」の運用を行っている羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港に加え、3月9日より、成田国際空港での運用を開始しております。入国者の空港での手続きに要する時間及び書類記載記入の負担を軽減するものとなりますので、御活用ください。

2. 外国人留学生の修学上の配慮について

(1) 入学式等その他の学事日程の取扱いについて

留学生ごとに入国時期などに差が発生しうる状況であることに鑑み、可能な限り、留学生に寄り添った対応への御配慮をお願いします。また、入学手続きにおけるオンラインの活用等やオンラインでの入学手続きができない場合の期間の延長等、柔軟な対応をお願いします。

(2) 学修機会の確保について

予定していた時期に渡日できない留学生や、あるいは入国後の待機が求められる等のやむを得ない事情によって、学校に登校できない留学生（以下、「やむを得ず登校できない留学生」という。）に対しては、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用したオンラインでの学習指導等についても御検討いただくなど学修機会の確保に御配慮ください。また、やむを得ず登校できない留学生の学習状況を適宜把握し、登校できるようになった時点で学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じていただく等の対応をお願いします。

やむを得ず登校できない留学生の各学年の課程の修了及び卒業の認定並びに高等学校等における単位の修得の認定については、弾力的に対処し、進級・進学等に不利益が生じないよう御配慮ください。

上記の対応に当たっては、別途通知している「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知）を御参照ください。

(参考) 「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_00015.html

【参考資料】

- ① 留学生円滑入国スキーム
- ② 厚生労働省・検疫所より 日本へ入国・帰国する皆さまへ
(日本語・英語・中国語)

<担当連絡先>

○本事務連絡全般及び外国人留学生に関すること

文部科学省総合教育政策局国際教育課国際理解教育係

電話番号：03-5253-4111（内線3487）

○「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知）に関すること

文部科学省初等中等教育局教育課程課企画室

電話番号：03-5253-4111（内線2369）

令和4年3月3日
文部科学省
出入国在留管理庁
国土交通省

留学生円滑入国スキームの導入について

○外国人留学生について、「留学生円滑入国スキーム」を設け、留学生の受け入れを優先的かつ着実に実施する。

○ビジネス客等が比較的少ない月曜日から木曜日を中心に、国内航空会社等の協力を得て、大学等の受入機関が搭乗便の希望を集約した留学生について、フライト毎の一般枠と別に扱い、空席を活用して、留学生が円滑に搭乗・入国することを可能とする。



○大学、高等学校、日本語教育機関等を対象とする。

○本スキームによる搭乗は、4月からの新学期を控え、最も需要が高まる3月の中旬を目途に開始することとし、文部科学省及び出入国在留管理庁により設置されるサポートセンターが大学、日本語教育機関等における留学生の需要を把握し、航空会社との連携により実施する。

○当面5月末までの便を対象として受け付ける。



全体的注意事項

- 水際対策強化に係る新たな措置（27）における受入機関として、外国人留学生の入国に当たっては、**当該外国人留学生の入国の状況を十分に把握し、適切に管理**いただくようお願いいたします。
- 水際対策強化に係る新たな措置（27）における受入機関として、**適切に外国人留学生の入国を管理できないなどが確認される場合**には、留学生円滑入国スキームにおいて、**当該受入機関からの申請を受け付けない**などの対応をとる可能性があります。
- 申請いただいた外国人留学生の**個人情報等は、フライトの予約の調整等に活用するため、留学生円滑入国スキームに参画している航空会社等に提供**されます。あらかじめその旨も、**外国人留学生本人に了解**をとっていただくようお願いいたします。
- 外国人留学生の入国は、本留学生円滑入国スキームだけに限定されるものではありません。**速やかに入国できる手段をご検討**いただくようお願いいたします。
- このスキームは、**旅券及び査証（ビザ）取得の目途がたってから利用**してください。



申請対象

- 留学生円滑入国スキームで申請いただける機関は、**外国人留学生を受け入れている高等学校、大学、高等専門学校、専修学校・各種学校、日本語教育機関等**です。
- 対象は外国人留学生のみです。**外国人教員・研究者等については、一般と同じく通常の予約方法**により入国いただくようお願いします。

対象となるフライト

- 留学生円滑入国スキームは、ビジネス客等が比較的少ない時期を中心に、空席を活用して、留学生の入国を円滑に進めることが趣旨であるため、**基本的に月曜日から木曜日までに日本に到着する便が対象**となります。
- 現在、留学生円滑入国スキームに参画いただいている航空会社は**日本航空及び全日空です。当該航空会社が運航している国際便のみが対象**となります。
- 上記の範囲であれば、**参画している航空会社の国際便の全てが対象**となります。
- 他の本スキームに**参画していない航空会社が運航している乗り継ぎ便までは対象となりません**ので、本スキームでフライト予約を行った便に確実に搭乗できるよう、乗継便の手配なども考慮し、余裕を持ったスケジュールを留学生に組んでもらうようお願いします。
- 2022年3月現在、中国からの便については運航本数が制限されていることから、本スキームを用いても航空券の確保が非常に難しいことが想定されます。



申請の方法

- 別紙の各航空会社の予約方法に従って、外国人留学生から必要情報を集約し、**受入機関において予約申請フォーマットにご記入の上、外国人留学生入国サポートセンターまでご提出ください。**JAL 又は ANA によって、ご提出いただくアドレスが異なりますので、ご注意ください。
- 各航空会社によって申請できるフライトの締切が異なります**ので、6 ページ以降の各航空会社の予約方法を十分にご確認ください。
- 受入機関からの**一度の申請は 1 メールにつき 1 フォームに入力できる 20 行分まで**とさせていただきます。さらに申請が必要な場合には、改めて別メールにて申請をお願いします。
- 20 行分まで集約しなければ申請できないというわけではありませんが、可能な限り集約いただくようご協力をお願いします。
- 留学生 1 人につき複数の予約の申請をしていただくことは差し支えありませんが、**本スキームで予約を確保するのは 1 便のみ**です。その場合には、速やかに支払い手続きを進めていただき、搭乗しないフライトは速やかに取り下げていただく必要があります。
- 外国人留学生本人から直接外国人留学生入国サポートセンターに申請いただくことは控えていただくようお願い**します。水際対策強化に係る新たな措置（27）においては、受入機関が責任をもって外国人の新規入国を管理することとされており、受入機関で集約し、申請いただくようお願いします。
- 受入機関から**委託した事業者からの直接の申請も控えていただくようお願い**します。委託された事業者から直接申請がなされる場合、当該事業者と受入機関との関係等を確認する必要があり、対応に時間がかかることが予想されます。



申請後

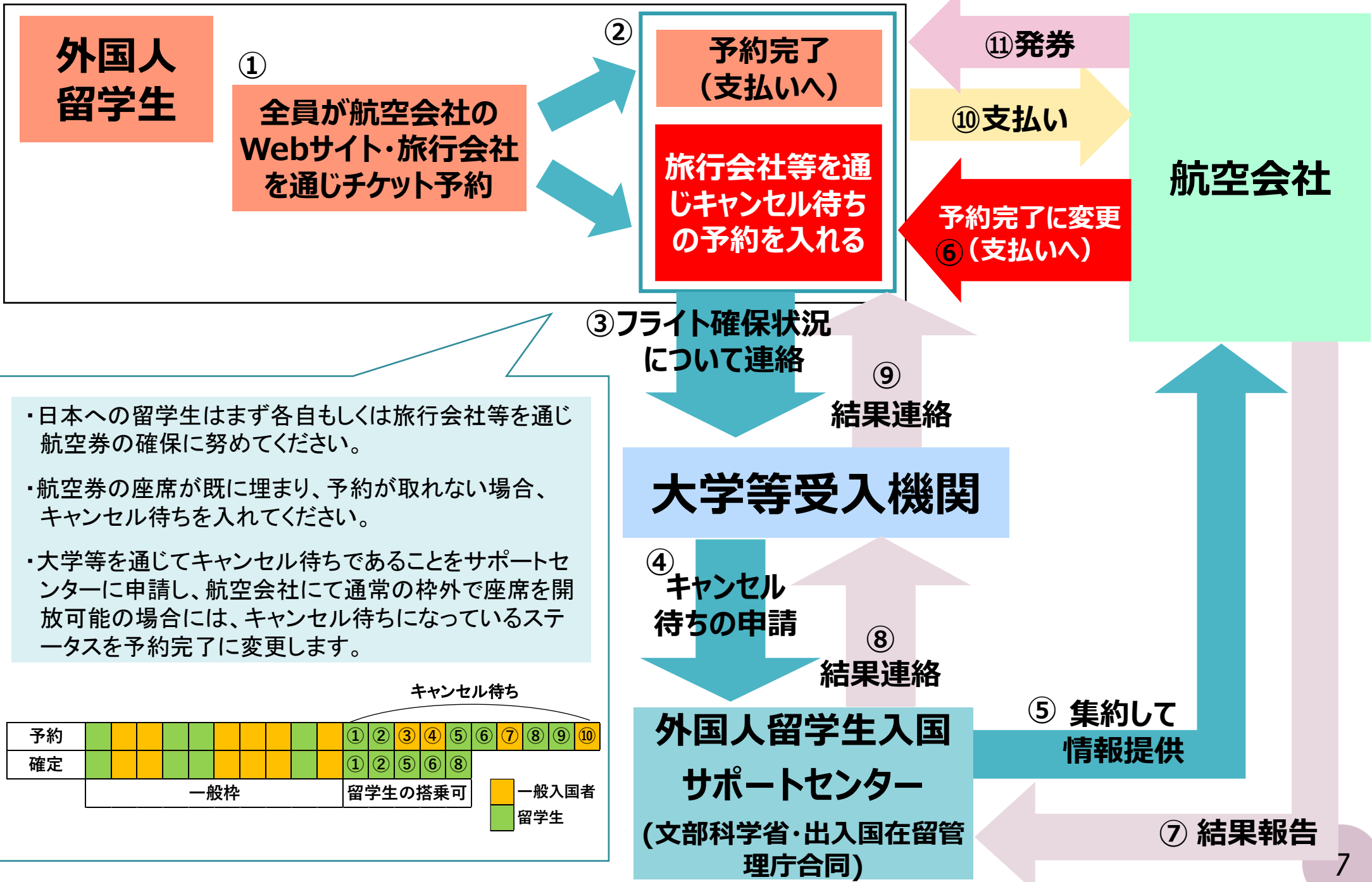
- 各航空会社に空席状況を照会の上、**結果を可能な限り早期にご連絡**したいと考えています。
- 結果として**予約不可となった場合には、引き続き、別の日時の通常の方法によるフライトの予約も**試みるよう、留学生に周知をお願いします。また、別日程で再度本スキームに申請いただくことも可能です。
- 結果として**仮予約となった場合には、発券期限までに支払い手続きを進めていただく**よう、留学生に周知をお願いします。
- チケットの購入の後に、**都合によりキャンセルされた場合、申し込んだフライトによってはキャンセル料の支払いが必要となる場合**があります。詳細は申し込んだ旅行代理店や航空会社に確認ください。

日本航空（JAL）グループ*を用いる場合

*日本航空グループは、JAL、ZIPAIR Tokyo、スプリングジャパンです。

- (1) まずJALのウェブサイトもしくは国内外の旅行代理店等を通じての予約を試みてください。
- (2) 既に座席が予約で埋まり、これ以上予約が取れない場合に、旅行代理店もしくは各国のコンタクトセンターを通じ、キャンセル待ちの予約を入れてください(ZIPとSJOはコンタクトセンターのみ)。なお、JALのウェブサイトではキャンセル待ちの予約はできません。
JALのコンタクトセンター: <https://www.jal.co.jp/jp/ja/information/branch/>
ZIPのコンタクトセンター: ZIPAIRヘルプセンター contact.jp@zipair.net
SJOのコンタクトセンター: SPRING JAPANコールセンター (+86 21) 95524
ただし、搭乗予定の便に空席がある状況では、本スキームを通じての席の確保はできません。
- (3) 一人で複数の便のキャンセル待ち予約を入れることは可能ですが、座席確保できる場合に航空会社から回答する便は1つになります(申請フォームには上から希望便順に1行ずつご記入ください)。
- (4) 渡航予定日の7営業日前までに本人のキャンセル待ちを入れて、5営業日前までに外国人留学生入国サポートセンターへ申請してください。

留学生円滑入国スキーム手順 イメージ図 (JALグループ)



外国人留学生

① 全員が航空会社のWebサイト・旅行会社を通じチケット予約

② 予約完了 (支払いへ)
旅行会社等を通じキャンセル待ちの予約を入れる

航空会社

大学等受入機関

外国人留学生入国サポートセンター
(文部科学省・出入国在留管理庁合同)

- ・日本への留学生はまず各自もしくは旅行会社等を通じ航空券の確保に努めてください。
- ・航空券の座席が既に埋まり、予約が取れない場合、キャンセル待ちを入れてください。
- ・大学等を通じてキャンセル待ちであることをサポートセンターに申請し、航空会社にて通常の枠外で座席を開放可能の場合には、キャンセル待ちになっているステータスを予約完了に変更します。

キャンセル待ち

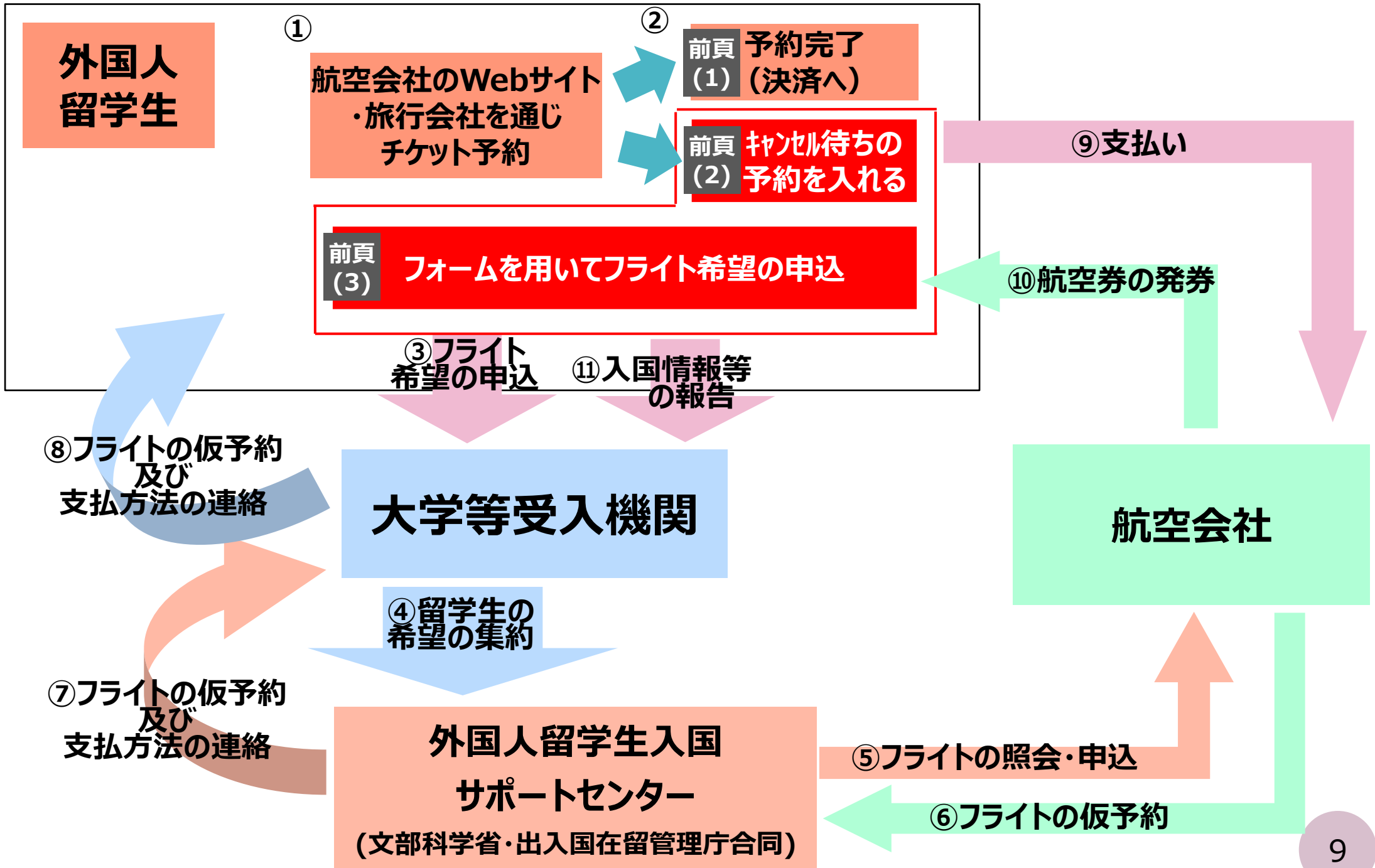
予約	■	■	■	■	■	■	■	■	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
確定	■	■	■	■	■	■	■	■	①	②	⑤	⑥	⑧					
	一般枠								留学生の搭乗可									

■ 一般入国者
■ 留学生

全日空（ANA）を用いる場合

- (1) ANAのウェブサイトもしくは国内外の旅行代理店等を通じての予約を試みてください。
→予約が取れた方は、発券を行ってください。
- (2) 既に座席が予約で埋まり、これ以上予約が取れない場合は、国内外の旅行代理店及びANAコンタクトセンターを通じてキャンセル待ちの予約を取ったうえで申請フォームに入力して提出してください。
なお、ANAのウェブサイトでは、キャンセル待ちの予約はできません。
 - ・空席があれば予約へ変更します。一人で複数の便のキャンセル待ち予約を入れることは可能ですが、座席確保できる場合に航空会社から回答する便は1つになります。
 - ・キャンセル待ちの予約を入れた旅行代理店にて発券を行ってください。
 - ・渡航予定日の7営業日前までに本人のキャンセル待ちを入れて、5営業日前までに受入機関から外国人留学生入国サポートセンターへ申請してください。
- (3) キャンセル待ちの予約をお持ちでない方も、申請フォームに希望便を入力し提出いただくことで、ANAにて空席待ちの予約を作成することが可能です。
 - ・一人で複数の便のキャンセル待ち予約を入れることは可能ですが、座席確保できる場合に航空会社から回答する便は1つになります。
 - ・申請のあった分についてサポートセンターが取りまとめ、ANAに照会をかけ、ANAで留学生枠の仮押さえと金額等の提示を行います。
 - ・提示された条件でのチケットの発券を希望する場合、留学生ご自身で、期日までにANA海外コンタクトセンターに連絡し、発券を行ってください。
 - ・渡航予定日の10営業日前までに本人から受入機関への申込を行い、8営業日前までに受入機関から外国人留学生入国サポートセンターへ申請してください。

留学生円滑入国スキーム手順 イメージ図 (ANA)





申請用メールアドレスと様式は3月11日（金）の午前に
以下の文部科学省ホームページにて公開を予定しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00144.html

日本へ入国・帰国する皆さまへ

成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港より入国する方がご利用可能です。

ファストトラックをご利用いただけます。

ファストトラックをご利用いただいた場合でも、到着空港の混雑状況などにより、検疫手続に時間を要することがございます。あらかじめご了承ください。

日本に入国する前に、アプリ上で検疫手続の一部を事前に済ませておくことが可能です。

ファストトラックのご利用方法

入国前
@
WEB上

1 アプリをインストール

<https://mysosp.page.link/sfY2kRrviv4t4eFy7>

MySOS
専用
QRコード



2 アプリから登録

アプリに表示される手順に従って

質問票

誓約書

ワクチン接種
証明書※

検査証明書

を登録

MySOS



画面が
赤

〈確認中〉

3 登録完了・審査

すべての登録が終わると、登録内容を「検疫手続確認センター」が確認します。

4 審査完了

登録内容の確認が完了するとアプリ画面が赤色から緑色に変わります。

空港で画面を、検疫の職員にご提示ください。

MySOS



画面が
緑に

〈審査完了〉

入国時
@
空港



緑の画面を提示

- ・ MySOSダウンロードの確認
- ・ 質問票、誓約書の入力
- ・ ワクチン接種証明書の確認
- ・ 検査証明書の確認

画面を見せるだけで
手続完了！



検疫

MySOS



画面が
黄色

出国前72時間以内の検査証明書を登録しないことも可能です。質問票・誓約書・ワクチン接種証明書の登録と確認まで完了したら、画面が黄色に変わります。その場合は、黄色の画面と、紙などで取得した検査証明書を検疫で提示いただくようお願いします。

※登録審査には一定時間を要します。
詳細はホームページをご覧ください。

ファストトラックのホームページはこちら

www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack



If you are Entering or Returning to Japan

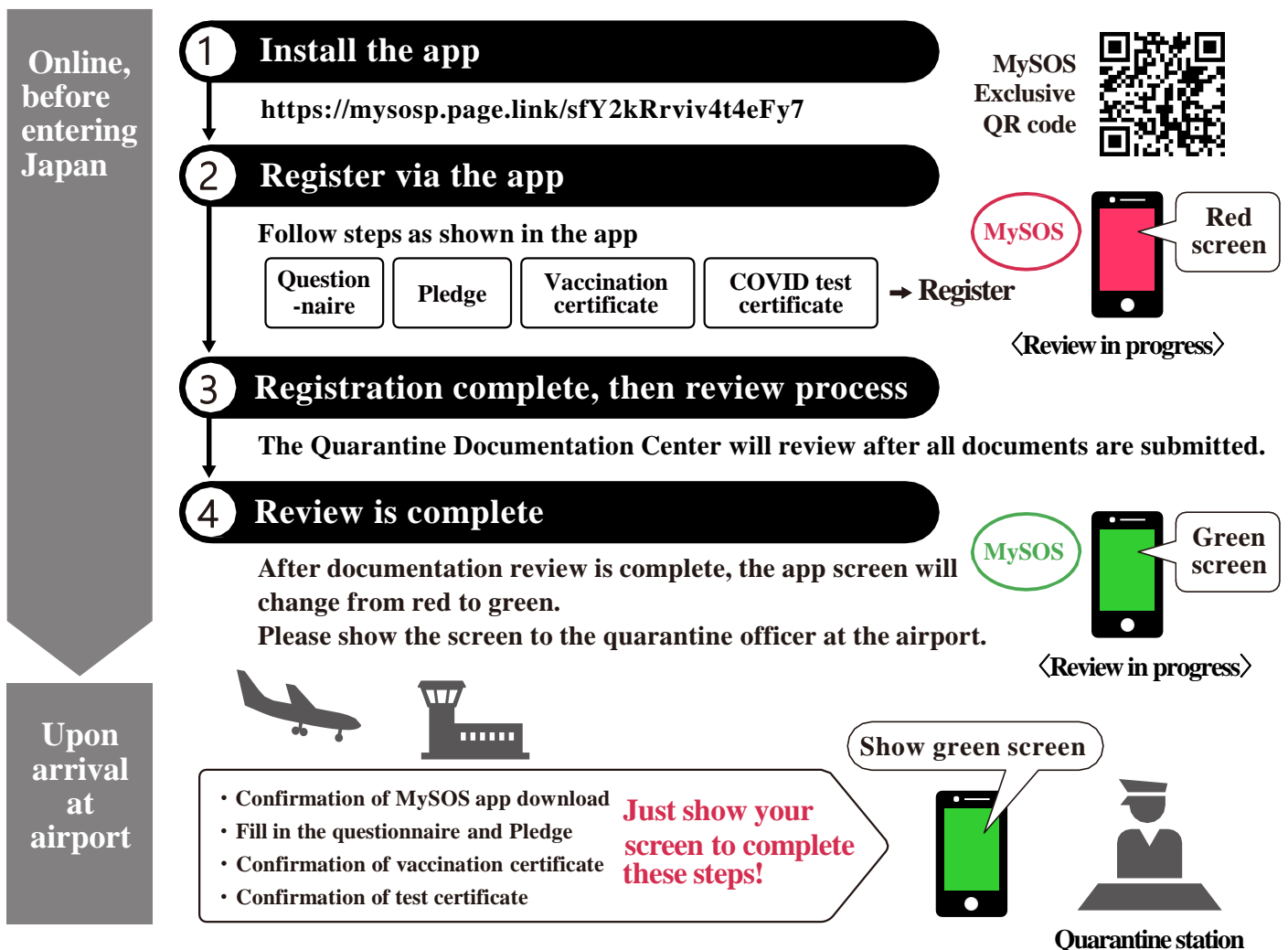
Fast Track is available

for those entering from Narita International Airport, Haneda Airport,
Chubu Centrair International Airport, Kansai International Airport, Fukuoka Airport .

Quarantine procedures upon arrival at the airport could still take some time due to the congestion situation, even if you have registered via Fast Track. Your understanding is appreciated.

This app can be used for some quarantine procedures before you enter Japan.

Fast Track Procedure



MySOS

Yellow screen



You may skip uploading of test result in case you wish to submit test result in paper format at arrival airport.

The screen will change to yellow after you have finished registering and checking your questionnaire, Pledge, and vaccination certificate. If that happens, please show the yellow screen and your test certificate (paper version, etc.) at the quarantine station.

※ The registration review process can take some time. Please check the website for details.

Fast Track website:
www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/en/



来自厚生劳动省·检疫所

至入境日本·回国的人士

从成田国际机场、羽田机场、中部国际机场、关西国际机场、福岡机场入境的人士可以使用。

可使用快速通道。

目前根据奥密克戎毒株的对应，即使使用了快速通道，到达机场后的检疫等手续也需要时间。请事先知晓。

入境日本前，可以在应用程序上办理部分检疫手续

快速通道使用方法

入境前
@
线上

1 安装应用程序

<https://mysosp.page.link/sfY2kRrviv4t4eFy7>MySOS
专用
QR码

2 在应用程序上注册

按照应用程序上显示的步骤

注册

提问表

承诺书

疫苗接种证明※

检测证明书

MySOS

页面为
红色

〈确认中〉

3 注册完成·审查

所有注册结束后，「检疫手续确认中心」将确认注册内容。

4 审查完成

注册内容确认完成后，应用程序页面将由红色变为绿色。
请在机场向检疫人员出示页面。

MySOS

页面为
绿色

〈审查完成〉

入境时
@
机场

- MySOS下载の確認
- 提问表、承诺书的输入
- 疫苗接种证明の確認
- 检测证明书的確認

只需出示页面，
即可完成手续！

出示绿色页面



检疫

MySOS

页面为
黄色

未注册出国前72小内的检测证明书也可以。

提问表、承诺书、疫苗接种证明的注册确认后，页面将变为黄色。
这种情况时，请在检疫处出示黄色页面以及取得的纸质检测证明书。※注册审查需要一定的时间。
详情请参阅主页。快速通道主页在此
www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/zh-cn/